

山梨県公報

第二百四十五号

令和三年

十二月九日

木曜日

目次

- 告示
- 保安林の指定の予定……………五九一
- 公告
- 国土調査の成果の認証……………五九一
- 開発行為に関する工事の完了について……………五九一
- 公安委員会
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………五九一

告示

山梨県告示第三百四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和三年十二月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 保安林の所在場所 中央市大鳥居字芝山五六八六、五六八七、五六九〇
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字芝山五六八六・五六八七・五六九〇(以上三筆について次の図に示す部分に限る。)
 - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び中央市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公告

- 国土調査の成果の認証
- 国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
- 令和三年十二月九日
- 山梨県知事 長 崎 幸太郎
- 調査を行った者の名称 身延町
 - 調査を行った時期 平成二十九年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで
 - 成果の名称 地籍図及び地籍簿
 - 調査を行った地域 南巨摩郡身延町大字八日市場の一部
 - 認証年月日 令和三年十二月一日

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和三年十二月九日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 笛吹市春日居町小松字西田千四十五番、千四十六番二、千百五番一、千百八番二、千百八番四、千百八番十二、千百八番十四から千百八番十六まで及び水の区域
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名 甲府市国母七丁目九番二十六号 株式会社 タップ 代表取締役 橋爪基樹

公安委員会

山梨県公安委員会告示第三百三十九号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四条の規定により告示する。

令和三年十二月九日

山梨県公安委員会

委員長 武田 信彦

別表第一中

一〇〇	甲府市丸の内三丁目五番一九号 先(市道錦穴切線と市道百石国 母線との交差点)	医師会館前	昭 和 五 九 年 一 〇 月 八 日 告 示 第 四 七 号
-----	--	-------	--

一〇〇	甲府市丸の内三丁目五番一九号 先(市道錦穴切線と市道百石国 母線との交差点)	舞鶴小前	令 和 三 年 一 二 月 九 日 告 示 第 一 三 九 号
-----	--	------	--

三九八	中央市布施二、三〇〇番地二先 (主要地方道甲府市川三郷線と 市道との十字路交差点)	中央市役所入 口	令 和 三 年 八 月 二 三 日 告 示 第 九 四 号
-----	---	-------------	---

三九八	中央市布施二、三〇〇番地二先 (主要地方道甲府市川三郷線と 市道との十字路交差点)	中央市役所入 口	令 和 三 年 八 月 二 三 日 告 示 第 九 四 号
-----	---	-------------	---

三九九	甲府市上曾根町一、一一三番地 一六先(国道一四〇号と市道と の丁字路交差点)	白井町入口	令 和 三 年 一 二 月 九 日 告 示 第 一 三 九 号
-----	--	-------	--

一九七	笛吹市御坂町上黒駒一、八二一 番地先(国道一三七号と市道と の十字路交差点)	御坂東小学校	令 和 二 年 二 月 二 七 日 告 示 第 一 六 号
-----	--	--------	---

一九七	笛吹市御坂町上黒駒一、八二一 番地先(国道一三七号と市道と の十字路交差点)	御坂東小学校	令 和 二 年 二 月 二 七 日 告 示 第 一 六 号
-----	--	--------	---

に改める。

別表第三の六三五の項を次のように改める。

六三五	市道	甲府市小瀬町三九五番 地六先(山城郵便局前 町二八番地一先(雇 用促進住宅中交差 点)の間)	車 両 車 用 農 業 用 車 を 除 く	日 曜 、 休 日 を 除 く	南 甲 府	令 和 三 年 一 二 月 九 日 告 示 第 一 三 九 号
-----	----	--	---	--------------------------------------	-------------	--

別表第五の五一一の項の次に次のように加える。

五二二	市道	甲府市中小河原町一 六二番地先(市道同 士の丁字路交差 点)	西 進 す る 車 両 を 除 く	七 時 か ら 九 時 か ま で	南 甲 府	令 和 三 年 一 二 月 九 日 告 示 第 一 三 九 号
-----	----	---	---	---	-------------	--

五二二	市道	甲府市小瀬町三九五 番地六先(国道甲府 市川三郷線と市道と の丁字路交差点)	南 進 す る 車 両 を 除 く	日 曜 、 休 日 を 除 く	南 甲 府	令 和 三 年 一 二 月 九 日 告 示 第 一 三 九 号
-----	----	---	---	--------------------------------------	-------------	--

五一四	県道 湖精進 甲	甲府市住吉五丁目八 番七号先(県道甲府 市川三郷線と市道と の丁字路交差点)	南 進 す る 車 両	七 時 か ら 九 時 か ま で	南 甲 府	令 和 三 年 一 二 月 九 日 告 示 第 一 三 九 号
-----	----------------	---	----------------------------	---	-------------	--

別表第六の八三五の項の次に次のように加える。

八三六	市道	甲府市下小河原町二 九番地一先(雇用促 進住宅中交差点)	東 進 す る 車 両 を 除 く	日 曜 、 休 日 を 除 く	南 甲 府	令 和 三 年 一 二 月 九 日 告 示 第 一 三 九 号
-----	----	------------------------------------	---	--------------------------------------	-------------	--

八三七	府県道 精進甲	甲府市住吉五丁目一 〇番二五号先(県道 湖精進甲)	北 進 す る 車 両	七 時 か ら 九 時 か ま で	南 甲 府	令 和 三 年 一 二 月 九 日
-----	------------	---------------------------------	----------------------------	---	-------------	---

八三八	湖線	甲府精進湖線と市道との丁字路交差点)	東進する車両(自転車を除く)	七時か	南甲府	令和三年二月九日 告示第一三九号
八三八	市道	甲府市中小河原町一六二番地先(市道同士の丁字路交差点)	東進する車両(自転車を除く)	七時か	南甲府	令和三年二月九日 告示第一三九号
				まで		告示第一三九号

別表第十の七〇五の項を次のように改める。

七〇五	削除				北杜	令和三年二月九日 告示第一三九号
-----	----	--	--	--	----	---------------------

別表第十の一、八六一の項を次のように改める。

一、八六一	主要地 府道甲斐 線	甲斐市龍地三、〇三七番地一先 (希望ヶ丘団地入口交差点)		三	甲斐	令和三年二月九日 告示第一三九号
-------	------------------	---------------------------------	--	---	----	---------------------

別表第十の二、〇七八の項を次のように改める。

二、〇七八	県道緑ヶ丘運動公園線	甲府市緑が丘二丁目七番七号先		三	甲府	令和三年二月九日 告示第一三九号
-------	------------	----------------	--	---	----	---------------------

別表第十の二、九二三の項を次のように改める。

二、九二三	主要地 府道南斐 ルプス 中央線	斐崎市清哲町青木二、三五一番地二先		一	甲斐	令和三年二月九日 告示第一三九号
-------	---------------------------	-------------------	--	---	----	---------------------

別表第十の五、一三四の項を次のように改める。

五、一三四	主要地 府道甲斐 峡線	甲府市飯田一丁目三番二九号先 (バスポートセンター東交差点)		三	甲府	令和三年二月九日 告示第一三九号
-------	-------------------	-----------------------------------	--	---	----	---------------------

別表第十の五、四五六の項を次のように改める。

五、四五六	市道	北杜市長坂町長坂上条一、六一一番地先		二	北杜	令和三年二月九日 告示第一三九号
-------	----	--------------------	--	---	----	---------------------

別表第十の五、六三九の項の次に次のように加える。

五、六四〇	市道	甲府市相生一丁目八番一〇号先		一	甲府	令和三年二月九日 告示第一三九号
五、六四一	市道	中央市山之神二番地五九先		一	南甲府	令和三年二月九日 告示第一三九号
五、六四二	市道	南アルプス市下宮地三二一番地先		一	南アルプス	令和三年二月九日 告示第一三九号
五、六四三	市道	北杜市長坂町長坂上条一、六〇一番地先		一	北杜	令和三年二月九日 告示第一三九号
五、六四四	県道篤根線	笛吹市境川町藤袋二、四二二番地二先		一	笛吹	令和三年二月九日 告示第一三九号
五、六四五	市道	甲州市勝沼町小佐手三八八番地先		一	甲府	令和三年二月九日 告示第一三九号

別表第十四の三四四の項を次のように改める。

三四四	市道 見東通 り線	富士吉田市上吉田(歴史民俗博物館から富士吉田大見一丁目一番一号先)までの所前(側交差点)	車両(けん引、付、原付、け、②、③を除く)	四〇	富士吉田	令和三年二月九日 告示第一三九号
-----	-----------------	--	-----------------------	----	------	---------------------

別表第十五の三六二の項を次のように改める。

三六二	市道 見東通 り線	富士吉田市大見一丁目一番一号先(明見第一号から富前交差点)	車両	終日	富士吉田	令和三年二月九日 告示第一
-----	-----------------	-------------------------------	----	----	------	------------------

士吉田市上吉田一、七六九番地先（歴史民俗博物館前側）までの両	三九号
--------------------------------	-----

別表第十六の七九一の項を次のように改める。

七九一	削除	笛吹	令和三年一月九日 告示第一三九号
-----	----	----	---------------------

別表第十六の一二、〇七九の項の次に次のように加える。

一二、〇八〇	町道	中巨摩郡昭和町押越一、〇一一番地先（町道同士の丁字路交差点・北進車両）	南甲府	令和三年一月九日 告示第一三九号
一二、〇八一	市道	韮崎市龍岡町若尾新田一、二一二番地先（主要地方道韮崎南アルプス富士川線と市道同士の丁字路交差点・西進車両）	甲斐	令和三年一月九日 告示第一三九号
一二、〇八二	市道	笛吹市御坂町下黒駒二、四二九番地先（桂野橋西詰交差点・北進車両）	笛吹	令和三年一月九日 告示第一三九号
一二、〇八三	市道	笛吹市御坂町下黒駒二、四二九番地先（桂野橋西詰交差点・南進車両）	笛吹	令和三年一月九日 告示第一三九号